福県医発第3103号（地）
平成31年2月21日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する
一部負担金に関する取扱いについて

平成30年7月豪雨に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成30年7月14日付け福県医発第1110号（地）「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その1）（その2）」等によりご連絡申し上げているところです。

今般、平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する一部負担金に関する取扱いについて厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課より事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合につきましては、財政支援の延長が予定されており、各保険者の判断によって、本年6月末まで一部負担金の免除が行われる場合があります。また、健保組合等に対しても、本年6月末まで一部負担金等の徴収の猶予等を延長するよう要請されております。

各保険医療機関におかれましては、被保険者証と有効期限が切れていない一部負担金の免除等証明書を提示する者に対しては、引き続きこれまでと同様に取り扱われますようお願いいたします。

つきまして、貴会におかれましても本件に関しご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本県では、飯塚市及び久留米市が災害救助法適用市町村となっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（保 292）Ｆ
平成３１年２月２１日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎

平成３０年７月豪雨により被災者した被保険者に対する一部負担金に関する取扱いについて

平成３０年７月豪雨に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成３０年７月１３日付（保 103）「平成３０年７月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、平成３０年７月豪雨により被災した被保険者に対する一部負担金に関する取扱いについて厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合につきましては、財政支援の延長が予定されており、各保険者の判断によって、本年６月末まで一部負担金の免除が行われる場合がございます。また、健保組合等に対しても、本年６月末まで一部負担金等の徴収の猶予等を延長するよう要請されております。

各保険医療機関におかれましては、被保険者証と有効期限が切れていない一部負担金の免除等証明書を提示する者に対しては、引き続きこれまでと同様に取り扱われますようお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免に関する取扱いについて
（平 31.2.15　事務連絡　厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）

事　務　連　絡
平成 31 年 2 月 15 日

関係団体　御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免に関する取扱いについて

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険課（部）、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局、都道府県総務主管部（局）市区町村主管課、全国健康保険協会及び健康保険組合あて連絡しております。内容を御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対しても、周知方よろしくお取り計らい願います。

別紙

事　務　連　絡
平成 31 年２月 15 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び
保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援については、「平成 30 年７月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（その２）」（平成 30 年 10 月 29 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）並びに「平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 30 年７月 19 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成 30 年７月豪雨により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 30 年７月 19 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に基づいて行ってきたところです。

今般、一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援を下記の通り引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

１　一部負担金の免除措置に対する財政支援について

平成 30 年７月豪雨による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村（以下「災害救助法適用市町村」という。）及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、平成 30 年７月豪雨の被災者に係る平成 31 年３月１日から同年６月 30 日の間の一部負担金の免除を行った場合は、平成 31 年度の特別調整交付金により、平成 31 年２月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

２　保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、平成 30 年７月豪雨の被災者に係る平成 31 年度相当分の保険料（税）額であって、平成 32 年３月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもののうち、平成 31 年４月分から６月分までに相当する月割算定額について、保険料（税）の減免を行った場合は、平成 31 年度の特別調整交付金により、平成 31 年３月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

事　務　連　絡
平成 31 年 2 月 15 日

健康保険組合　御中

厚生労働省保険局保険課

平成 30 年７月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

平成 30 年７月豪雨による被災者に係る一部負担金等については、平成 30 年 10 月９日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡「平成 30 年７月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」において、平成 31 年２月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

この取扱いについては、平成 31 年３月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長

徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、平成 31 年６月末まで引き続き延長していただきたいこと。

２　一部負担金等徴収猶予の取扱いについて

①　一部負担金等徴収猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下、「猶予対象被保険者等」という。）は、保険医療機関又は保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書（以下、「猶予証明書」という。）を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること。）。

②　猶予対象被保険者等は、あらかじめ健康保険組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとすること。なお、平成31年２月以前からの猶予対象被保険者等については、平成31年３月以降も有効となる猶予証明書を改めて交付する等、健康保険組合において配慮していただきたいこと。

③　一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、別添「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成18年９月14日付け保保発第0914003号）を参考とすること。

なお、当該通知において、「６ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、健康保険組合の実情に応じて、平成31年６月30日までの間で設定すること。

３　一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いにつて

一部負担金等の免除を実施している健康保険組合におかれても、前記１及び２について同様の取扱いとすること。

事　務　連　絡
平成 31 年 2 月 15 日

全国健康保険協会　御中

厚生労働省保険局保険課

平成 30 年７月豪雨による被災者に係る健康保険及び船員保険の一部
負担金等の徴収の免除に係る取扱いについて（要請）

貴会におかれましては、平成 30 年７月豪雨による被災者に係る健康保険及び船員保険の一部負担金等の徴収の免除につきまして、災害直後より早急にご対応いただいており誠にありがとうございます。

平成 30 年 10 月９日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡「平成 30 年７月豪雨による被災者に係る健康保険及び船員保険の一部負担金等の徴収の免除に係る取扱いについて（要請）」にて依頼した取扱いについて、平成 31 年３月以降、下記のとおり引き続きご対応いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

１　一部負担金等の徴収を免除する期間
徴収の免除について、平成 31 年６月末まで引き続き延長していただきたいこと。

２　一部負担金等徴収免除の取扱いについて
①　一部負担金等徴収免除の対象となる被保険者及び被扶養者（以下、「免除対象被保険者等」という。）は、保険医療機関又は保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）において療養の給付を受ける際に、一部負担金等免除証明書（以下、「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。）。
②　免除対象被保険者等は、あらかじめ全国健康保険協会に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとすること。なお、平成31年２月以前からの免除対象被保険者等について、平成31年３月以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、貴会において配慮していただきたいこと。
③　その他、免除対象者の範囲等については、別添「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成18年９月14日付け保保発第0914003号）を参考とすること。
　なお、当該通知において、「徴収猶予」とあるのは「徴収免除」と、「６ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収免除期間の延長を考慮し、「当面、」と読み替えることとすること。

（別添）

保保発第０９１４００３号
平成１８年９月１４日

健康保険組合理事長　殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成１８年厚生労働省令第１５７号）が平成１８年１０月１日から施行されるところであり、健康保険法（大正１１年法律第７０号。以下「健保法」という。）第７５条の２第１項又は船員保険法（昭和１４年法律第７３号。以下「船保法」という。）第２８条ノ３ノ３第１項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第１１０条の２第１項及び第２項又は船保法第３１条ノ２ノ２第１項及び第２項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成１８年６月２１日保発第0621003号及び平成１８年９月８日保発第0908006号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

１　一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（２において「減免事由に該当したこと」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、６ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとすることができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

２　一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

３　前記１及び２の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記１及び２の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施すること。

４　申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（別紙様式１参照）を提出しなければならないこと。

５　証明書の交付

（１）保険者は、健保法第７５条の２第１項又は健保法第１１０条の２第１項若しくは第２項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式２参照）を申請者に交付するものとすること。

（２）一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、（１）の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

６　保険医療機関等における取扱い

（１）証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

（２）証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

７　徴収猶予及び減免の取消

（１）保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

①　徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすること

が不適当であると認められるとき。

② 一部負担金の納入を免がれようとする行為があったと認められるとき。

（２）保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとすること。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免がれた額を当該保険者に返還させるものとすること。

（別紙）様式１

減　　額
一部負担金等　免　　除　申請書
徴収猶予

<table>
<tr><td colspan="2">被保険者証記号番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保険者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">減額等を希望する対象者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">傷 病 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発病又は負傷年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">減免等を申請する理由</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

上記のとおり申請いたします。

平成　　年　　月　　日

〔　社会保険事務所長　〕
〔　健康保険組合理事長　〕　殿

被保険者　住　所
　　氏　名　　印

備考

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番を標準とする。

２　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式２

減　　額
一部負担金等　免　　除　証明書
徴収猶予

<table>
<tr><td colspan="2">被保険者証記号番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保険者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">対 象 者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">減免等の内容</td></tr>
<tr><td colspan="4">減　　額　　負担割合　　割

免　　除

徴収猶予</td><td colspan="3">有効期限

平成　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

上記のとおり証明する。
　平成　　年　　月　　日

〔　社会保険事務所長
　健康保険組合理事長　〕　印

備考

１　この証の大きさは、縦１２７ミリメートル、横９１ミリメートルとする。

２　この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。

３　減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。

４　対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。